

第 43 回政策評価審議会（第 42 回政策評価制度部会との合同） 議事要旨

1 日 時

令和 7 年 6 月 24 日（火）15 時 00 分から 17 時 00 分

2 場 所

合同庁舎第 2 号館第 1 特別会議室（Web 会議併用）

3 出席者

（委員）

市川晃会長、田邊國昭会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、
前葉泰幸委員、横田響子委員、深谷健臨時委員、岸本充生専門委員、
平田彩子専門委員、堀田聰子専門委員

（総務省）

富樫総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、横田総務審議官、菅原行政評価局長、
阿向大臣官房審議官、中井大臣官房審議官、荒井総務課長、尾原企画課長、
渡邊政策評価課長、木村政策評価課専門官、山口評価監視官、山本評価監視官、
水間評価監視官、山崎評価監視官、山形評価監視官、木村調査官

4 議 題

- 1 会長互選、会長代理指名、部会の構成員指名、部会長指名、部会長代理指名、ワーキング・グループの構成員指名
- 2 政策評価に関する取組状況について
- 3 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 4 最近実施した行政運営改善調査の結果について

5 資 料

資料 1 政策評価審議会名簿（令和 7 年 4 月 1 日時点）

資料 2 公共事業評価ワーキング・グループの廃止について（案）

資料 3－1 令和 6 年度の実証的共同研究案件と令和 7 年度実施（予定）案件

資料 3－2 租税特別措置等の効果検証の整理

資料 3－3 令和 6 年度に実施したその他の実証的共同研究について

資料 3－4 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン（改定案）

資料 3－5 令和 6 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に

関する報告

資料 3－6 政策評価制度の運用見直しの経緯と今後の課題について

資料 4－1 成年後見制度の利用促進に関する調査

資料 4－2 ひとり親家庭等の支援に関する調査

資料 4－3 盛土等による災害の防止に関する調査

資料 4－4 野生動物による被害防止対策に関する調査-クマの管理施策を中心として-

資料 5 行政運営改善調査結果概要（令和 7 年 3 月）

参考資料 1－1 政策評価審議会関係法令

参考資料 1－2 政策評価審議会議事運営規則

6 会議経過（○：委員発言、●：事務局発言）

（１） 委員の互選により、市川委員が会長に選任された。

（２） 富樫総務副大臣、長谷川総務大臣政務官から挨拶が行われた。

（３） 市川会長が、会長代理に田邊委員を指名、政策評価制度部会の構成員を指名、部会長に田邊委員を指名した。

（４） 田邊部会長が、部会長代理に岩崎委員を指名した。また、「公共事業評価ワーキング・グループ」の廃止について承認されるとともに、田邊部会長が、規制評価ワーキング・グループ及び政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループの構成員を指名した。

（５） 事務局から、「政策評価に関する取組状況」について、資料 3 に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

○ 資料 3－2 の租税特別措置の効果検証の整理に関連して、租税特別措置の効果検証は、措置の是非ではなく、検証手法と必要データの検証が目的と理解した。租税特別措置により税額控除の規模が拡大している中、どのような事業者にどのような措置が適用されたかといったことを特定できることが最低限必要で、その情報が迅速に取れるようにデータベース化することも一つの方向性として考えられると思う。私自身も国税庁に対して、医療機関の租税特別措置について照会を行ったことがあるが、適用事業者名はもちろんのこと、適用事業所数を把握することも困難という回答を受けたため、国民が最低限知るべき情報を整理することは重要であると考えている。

また、資料 3－2 の 7 ページに関連して、公的統計の個票データの二次利用に関して、同じ総務省内でも申請を行う必要があると伺っており、闇雲に個票データを取得するわけにはいかないものの、データ利用の手続を一定程度簡便化す

る必要があるのではないかと思います。

また、租税特別措置の適用を受ける事業者には、租税特別措置適用、活用に関する挙証責任があるため、実績報告書が全くないといった状況が発生しないよう各府省に徹底していただきたい。

- まず、租税特別措置の効果検証において、適用企業を特定可能とするデータベースの整備が必要であるとの指摘について、効果検証する側が当該情報にアクセス可能であることは望ましいものの、国税データの機密性とのバランスが課題であると考えている。その上で、少なくとも租税特別措置適用企業の法人番号の特定が可能となれば、公的統計と連結して分析することが可能となることも出てくるので、まずはその実現を目指すべきであると考えている。

第2に、公的統計の個票データの二次利用に関する手続の簡素化については、総務省内においても政策統括官（統計制度担当）にて手続の簡素化、迅速化を図っているため、今後も行政全体で検討していきたい。

最後に、租税特別措置の適用事業者を特定するツールが存在しない点については、実務上、数千～数万件に及ぶ適用事業者の特定にはリソースの制約があると認識している。しかしながら、例えば、デジタル基盤を活用し、法人番号だけでも自己申告的な情報集約の仕組みができれば、一つ改善になるのではないかと考えている。

- 上記に関連し、データ収集に課題はあるものの、租税特別措置に係る評価手法が普及されたことは大変評価できる。

資料の3－6の政策評価制度の運用見直しの経緯と今後の課題について、政府全体で広まっていかなければいけないと考える。例えば、政策評価審議会における議論が、各府省・各部局の審議会において実践されているかどうか、現場がどこで課題を感じているのか、コミュニケーションをしっかりとっていく必要性があると認識している。意思決定過程における評価結果が活用されることで、初めて評価が生きるのも、今後、評価制度の評価をしっかりと進めてほしい。

- 上記に関連し、政策効果の分析機能強化に関して、厳密に行おうとするとミクロに分析していくことが必要になるのではないかと思います。意思決定における活用の推進という点、必ずしもミクロ分析に対して各府省が関心を持つとは限らないと思う。ミクロ分析の厳密性と各府省の関心の整合性を確保していくためには、知識生成と知識利用は異なるプロセスであることを認識した上で、ミクロ分析の厳密性と各府省の関心の二つを接続することが重要なのではないかと考える。

- 各府省で府省ごとの特徴を生かしながら、今後の政策評価のやり方を工夫していただいているところと認識している。複数府省の政策評価に関する有識者会議に参加しているが、省庁間で政策評価の運用方法が大きく異なることを実感している。ガイドラインに基づく各府省の工夫事例を一覧化し、ベストプラクティスとして是非共有していただきたい。

- 政策評価は、評価のための評価であってはならず、評価を実施する主体である各府省が政策改善・事業改善へつなげていくことが重要であると認識している。基本方針の見直し後の3年の検証にて、課題があれば改善を図っていききたい。

また、ガイドラインに基づいて、各府省の政策評価の工夫事例を共有しているところであるが、今回の検証作業でそのような事例が出てきた場合は各府省に還元していきたい。

- 規制分野でも度々問題になるが、比例性、プロポーションナリティーという問題がある。つまり、社会へのインパクトが大きいものほど、詳細に、あるいは優先順位をつけて評価・分析を行うことが困難で、EBPM（Evidence-Based Policy Making）において、評価対象の選定がデータ取得の容易さに左右されがちな傾向がある。社会的インパクトの大きい政策に対して優先的にリソースを配分し、詳細な分析を行うことができないか。
- 評価対象選定における優先順位付けについては、規制の評価では簡便なやり方が可能なものもあるが、一般分野も含めた政府全体の政策について、各府省からもメリハリをつけて評価対象を絞り込むといったことができないかといった声があるので、今後検討していく中の視点の一つになり得ると思っている。
- 今回の政策評価制度の運用見直しの経緯と今後の課題について理解した。統計データへのアクセス権及び収集手法の問題に関して、諸外国のデータ活用状況の分析が必要と認識している。例えば米国等では税務データへのアクセスが可能であることが資料3-2の8ページにも示されており、諸外国と比較を行うことで、示唆が得られる可能性があるため、今後とも検討をお願いしたい。
- 諸外国（米国・欧州）における税務データの活用状況は先進的であり、今後の制度改善に向けた参考事例として検討対象としたい。

- (6) 事務局から、「今後実施する行政運営改善調査のテーマ案」について、資料4に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

＜成年後見制度の利用促進に関する調査＞

- 成年後見制度を適切に認知症者に広げるために、市町村と裁判所との連携が必要なのであれば、具体的にどのようなデータを提供できるかという点を議論しなければならない。
- 司法との連携は、実際の連携例が幾つかあったため可能と思うが、例えばデータの問題として、裁判所は成年後見制度の審判を行うため、全データを保持しており、現状でも一部市町村にデータを共有しているが、広報や相談など様々な場面で司法と行政が連携する余地があると思っている。

また、どのような場面で連携できているのかといったことをもう少し国から示す形で連携を推進する余地もあるかと思っている。

- 3月に第二期基本計画の中間検証報告書が公表されているため、これを踏まえ検討しているものと期待する。

地域連携ネットワークにおいて、個人情報がどのように利用されているのか、そのアクセスの範囲についても是非調査してほしい。

- 中核機関については、中間検証報告書にも多く記載があるため、これを踏まえ調査するが、事前の情報収集では、基本計画に記載されている中核機関の役割・機能が非常に精緻に書かれている反面、複雑であるため、やや困惑している市町村も見受けられた。

実態を市町村に伺いながら課題を探っていきたいと思う。

- 調査に当たっては、以下の3点留意いただきたい。

- ① 認知症者や障害者の権利擁護は市町村が取り組むべきことだが、成年後見制度は飽くまでその手法の一つであること。
- ② 成年後見制度利用促進は、国が十分に人的・財政的な措置を実施した上で、それでもなお市町村の取組が十分と言えない状況なのかということ。
- ③ 市町村から裁判所に連携を求めることは適切であるのかということ。

- 市町村の取組が十分でないことを指摘するのではなく、十分でないとすれば国の仕組みや支援のどこに課題があるのか。また、全体像が分からない中で取り組んでいることについて、構造的な問題があるのではないか、という観点から調査を実施する予定である。

- 市町村における利用ニーズ把握は簡単ではないと思うが、調査に当たっては、ニーズ把握の方法をもう少し具体的に記載すると良いのではないかと。

- 利用ニーズへの対応が求められる中で、実際にはできていないということが示すように、簡単なことではないと思う。

事前に情報収集をした中では、例えば、地域包括支援センターの職員に対して、利用者のうち、認知機能が低下していて、将来的に成年後見制度の利用可能性がある方が何人いるか、といった形でニーズを把握している市町村もあった。

- 行政が、潜在的ニーズの全てに対応できるとは限らないときに、利用ニーズとは何かということを、もう少し考える必要があると思う。

- 成年後見制度において、親族が対応する場合、本人の住所地ではなく遠方に住んでいるケースが多いと思う。

市町村は、親族が申請のために遠方から来ていることまで理解していないと思うが、こうした視点含め、今後対応すべき手法の改善に係る検討に当たっては、遠方の親族もいるということを視野に入れて対応いただきたい。

<ひとり親家庭等の支援に関する調査>

- プッシュ型の支援を行いたくても、地方公共団体側にその体制がない。そのため、支援対象を把握するためのデータがないというのが根本的な課題である。個人情報の取扱いが重要だが、情報の適切な利用を可能として人を守ることの方が、

優先順位が高いのではないか。

- 行政側は周知しているつもりでも、情報が届いていないということは大いにあり得るため、効果的なチャネルについても調べるのが重要だと考える。また、ひとり親に限らず、AIを含むテクノロジーの活用意義が高まってきており、好事例を収集するという観点で調べていただきたい。
- 上記に関連し、支援にたどり着いた方が、何をもってその制度を知ったのかについても同時に把握することが調査のポイントの一つになるのではないか。
- （ひとり親に限らず、）広報や周知は、重要なアプローチであるが、必ずしも行政のみに限定する必要はなく、例えば、ボランティアや民間の方などのネットワークによる対応も考えていくべきではないか。
- 支援を受けている方がどのようにして支援を知ったのか、効果的な周知のチャネルは何かについては、ひとり親家庭の属性に応じて、どのような媒体で情報を届けるのが良いかなども含めて我々も調べていきたいと考えている。

また、テクノロジーやデータを活用した方が良いという御指摘については、国としても令和5年のこども大綱などの政府方針にあるように、こども・若者や家庭の状況、支援内容等に関する様々なデータの連携により、潜在的に支援が必要な方々を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型で支援を届けることを目指しており、実証事業も行われているが、様々な課題に取り組みながら進めている状況である。そのため、今回の調査では、まずは多くの地方公共団体にとって実現可能で参考となるような周知方法や相談体制などの取組を調べることを目的としている。

さらに、ネットワークを活用していくべきとの御指摘については、例えばNPOと連携した取組を行っている地方公共団体もあり、どのようなところと連携できるかについても意識しながら調査したいと考えている。

<盛土等による災害の防止に関する調査>

- 盛土規制法ができたことが一歩前進だと思うが、人為的な盛土による災害を解決していく上で、地方公共団体の人手不足が課題であるならば、是非テクノロジーを活用いただきたい。特に、民間企業では、災害の被害状況を把握するために、デジタルツインの活用によるシミュレーションができるようになっていることから、地方公共団体の調査だけでなく、民間企業との協力も踏まえ、より高次の複層的な調査となるよう期待したい。
- 盛土規制法により、新たに危険な盛土は生じづらい状況にあると思うが、今回の調査により、516か所の災害防止措置がなされていない既存盛土の状況を調査する中で、都道府県から市区町村への情報の流れだけでなく、双方向の情報の循環、伝達が行われるような仕組みになっているかという点も視野に入れて調査していただきたい。
- 盛土の状況を把握するに当たり、地方公共団体によっては、職員がパトロール

を実施しているところもあれば、人手不足で実施できていないところもある。限られた体制の中でも、御指摘のあった先進的な技術の活用や、民間事業者との連携、市区町村や住民からの通報窓口の設置など、工夫して取り組んでいる地方公共団体もあると思われるので、地方公共団体の規模等に応じて様々な選択をできるように、できるだけ多くの情報を収集したいと考えている。

＜野生動物による被害防止対策に関する調査-クマの管理施策を中心として-＞

- 「外来種対策」など類似の調査において、都道府県間の情報伝達に課題があったと聞いている。過去の調査を応用してはどうか。
- 見えていない潜在的な需要を掘り起こすことは大変だと思う。一方、潜在的需要に対して行政が全て対応できないときに、利用ニーズについて考える必要があるのではないか。
- 類似の調査で得られた知見について、今回の調査に活用していきたい。また、熊の管理について、どこまでコストをかけるか調査の観点としてしっかり認識して進めたい。

(7) 事務局から、「最近実施した行政運営改善調査の結果」について、資料5に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

＜民生委員・児童委員による証明事務に関する調査＞

- 民生委員・児童委員などの行政から委嘱される委員は、やはり重要な仕事をしているということを振り返る機会となり、そのような仕事が重要であるということをも前向きに捉えられるような調査結果の活用の方向が望ましいのではないかと。

＜住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査-住宅施策と福祉施策の連携を中心として-＞

- 居住支援協議会を作ることができるという規定はあるものの、類似の協議会もあるので、それを利用することで構わない形を示すことで、早急な対応を求めたという調査結果だと思う。スピードを持ってボトルネックを改善していくことが非常に重要な部分になると思うので、今後の調査でも適宜御対応いただきたい。
- 複数省庁にまたがって縦割りになっている点の課題を調査で上手く指摘されていると思う。各府省に調査結果を通知後、どのくらい対応できたのかという点もフォローしていただきたい。また、調査結果で出た課題に対する次の一手も併せて提案いただけると良いと思う。
- スピード感をもって改善していくことが重要であるということを意識して今後も取り組んでいきたい。また、調査後、各府省はどのくらい対応できたのか、その先のアウトカムの部分も含めてどのように効果が出たのかという部分はフォローすることにしており、そこでまた何かうまくいってないということも出て

くる可能性はあるので、対処の仕方はよく考えたい。

以上

(文責：総務省行政評価局)